

法 学 号 外
平成 30 年 5 月 17 日

各 私 立 学 校 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度明るい選挙啓発ポスター作品募集(第 70 回)について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、作品を応募される場合は、募集要項を参考の上、平成 30 年 9 月 7 日(金)まで
に、各市町村選挙管理委員会に直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

岩 明 第 6 号

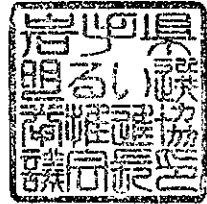
岩 選 第 15号

平成30年5月14日

岩手県総務部法務学事課総括課長 様

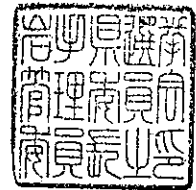
岩手県明るい選挙推進協議会

会 長 小水内 邦 子



岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之



平成30年度明るい選挙啓発ポスター作品募集（第70回）について（依頼）

明るい選挙の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も明るい選挙推進運動の一環として、小学校、中学校及び高等学校（義務教育学校及び特別支援学校を含む。以下同じ。）の児童・生徒を対象に、別添要項により標記作品を募集することとし、各私立小・中・高等学校長に対して、別添写しのとおり協力を依頼いたしました。

つきましては、本事業の趣旨を御理解のうえ、貴職におかれましても、各学校から多数応募されるよう、御協力をお願いいたします。

担当：小田島 宇

内線：5238

E-mail:DC0001@pref.iwate.jp

岩手県

30.5.16

法学第

号



岩 明 第 6 号

岩 選 第 15 号

平成30年5月14日

各 高 等 学 校 長
各 県 立 学 校 長
(高 等 学 校 を 除 く 。)
岩手大学教育学部附属小・中・特別支援学校長
盛岡白百合学園小・中学校長
岩 手 中 学 校 長
三 愛 学 舎 養 護 学 校 長

} 様

岩手県明るい選挙推進協議会

会 長 小水内 邦 子



岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之



平成30年度明るい選挙啓発ポスター作品募集（第70回）について（依頼）
明るい選挙の推進につきましては、例年御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、明るい選挙推進のための啓発事業の一環として、本年度も標記作品を別添要
項のとおり募集することとしました。

つきましては、本事業の趣旨を御理解のうえ、授業又はクラブ活動等において御指
導いただき、児童・生徒の皆さんが多数応募されるよう、特段の御配慮をお願い申し
上げます。

なお、県による第2次審査入賞作品は、主催者側で啓発等のために使用する場
合があります。

また、学校名、学年、氏名を公表しますので、念のため申し添えます。

※応募作品は、第2次審査入賞作品以外は第2次審査後に、第2次入賞作品については、
次年度の第2次審査後に返却いたします。

担当：小田島 宇

TEL：019-629-5238

FAX：019-629-5224

E-mail:DC0001@pref.iwate.jp

平成30年度明るい選挙啓発ポスター作品募集(第70回)要項

- 1 趣旨
私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。
 - 2 応募規定
 - (1) 内容
明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。
 - (2) 応募資格
小学校、中学校及び高等学校（義務教育学校及び特別支援学校を含む。以下同じ。）の児童生徒
 - (3) 募集期間
平成30年5月7日(月)から平成30年9月7日(金)まで
 - (4) 締切日と提出先
平成30年9月7日(金)までにあなたの住んでいる市町村または通学している学校のある市町村の選挙管理委員会に提出してください。（市町村によって異なりますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください）
 - (5) 画材
描画材料は自由（紙や布など、絵の具材料だけに限りません）
 - (6) 大きさの基準
画用紙の四つ切（542mm×382mm）、八つ切（382mm×271mm）もしくはそれに準じる大きさ
 - (7) 応募上のご注意
 - ① 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名（ふりがな）、作品への思いを必ず記入してください。
 - ② 応募作品のうち第2次審査入賞作品以外は、原則として、第2次審査後、各市町村に返却します。第2次審査入賞作品については、次年度の第2次審査後、各市町村に返却します。
 - ③ 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
 - ④ 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。
 - 3 審査
 - (1) 第1次審査
各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。
 - (2) 第2次審査(地方審査)
各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。
 - (3) 第3次審査(中央審査)
第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。
文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員
 - 4 賞
 - (1) 小・中・高別に次の賞を贈ります。
 - ① 文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞
小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名
 - ② 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞
小学校・中学校・高等学校 各学年若干名
 - (2) 第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。
 - 5 発表
11月初旬の予定
- 主催 公益財団法人 明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会
岩手県選挙管理委員会 岩手県内市町村選挙管理委員会
- 共催 岩手県明るい選挙推進協議会
- 後援 文部科学省 総務省 岩手県教育委員会 岩手県内市町村教育委員会

明るい選挙

啓発ポスターコンクール

第70回 平成30年度
作品の募集



明るい選挙のイメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

平成30年

募集開始

5/7 月

締め切り

9/7 金

※市区町村によって異なることがあります
ので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会
にお尋ねください

発表

11月

「明るい選挙」を呼びかけるポスターを作って応募しよう!

作成について

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 東良 雅人

ポイント

ポスターは自分の考えたことや情報を伝えるための表現です。自分が表現したいイメージが豊かに伝わるように、ポスターを見る人の気持ちになって絵や文字の工夫をすることが大切です。

小学生の皆さんへ

選挙って、「もっと遊ぶところがほしいな」とか、「もっとゴミの少ない町になったらいいな」…って、みんなの思いや願いをみんなに代わって実現してくれる代表の人たちを選ぶこと。町や国のことを決めるとても大切なことなので、代表にふさわしいかどうかよく見て投票することが必要なんだ。大人になったら、その大切な選挙にみんなでも参加しよう。



小学校（低学年～中学年）

伝えることと、自分の気持ちを表現することをはっきりと分けるのではなく、選挙に対する思いや願いのイメージを身近なことや日常の経験などから素直に表現することが大切です。

ヒント1 日常の経験や夢などをもとに描く

このポスターは、動物たちが投票する様子をそれぞれの特徴をよく捉えて描いていて、夢のある世界をつくりだしています。このような日常の経験や夢などをもとに描くことで「こうあったらいいな」という作者の思いや夢が伝わってきます。



石井 美宇さん
平成29年度 文部科学大臣・総務大臣賞 東京都板橋区立緑小学校3年生(当時)



ヒント2 投票の場面から考えて描く

このポスターは、投票用紙を持つ人たちをとってもカラフルに描いていて、楽しい世界をつくりだしています。このように、選挙の投票の場面から考えて描くことで、より選挙に行くことの大切さが見る人に伝わります。

前田 夏帆さん
平成29年度 文部科学大臣・総務大臣賞 鳥取県日野郡日南町立日南小学校1年生(当時)

小学校（高学年）

「人に伝える」ということを身近な体験や社会に目を向けて、自分なりに考えて「明るい選挙」のイメージをふくらませて表現することが大切です。

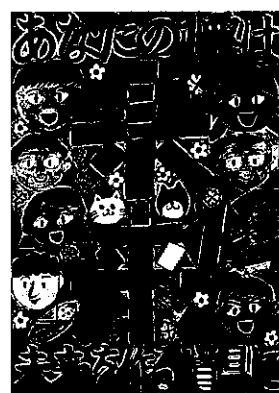
ヒント3 身近な体験をもとに描く



このポスターは、自分の住む地域の伝統行事と選挙の投票をうまく組み合わせて描いています。このように自分の見たことや知ったことなど身近な体験をテーマにすることで、見る人の共感を呼ぶ表現になります。

佐々木 銀河さん
平成29年度 文部科学大臣・総務大臣賞 徳島県吉野川市立川田小学校5年生(当時)

ヒント4 社会に目を向けて描く



このポスターは、一人一人の一票が未来をつくることにつなげていくことを色とりどりの投票用紙で表しています。このように社会に目を向けて、明るい選挙について考えることで、より強いメッセージが生まれます。

栗村 紗帆さん
平成29年度 文部科学大臣・総務大臣賞 愛知県清須市立春日小学校6年生(当時)

中学生・高校生の皆さんへ

選挙ってなに？ それはみんなの代表を選ぶこと

あなたの住む町をどうする町にするか、国で起きている問題をどう解決していくか、ということはみんなが選んだ代表者によって決められます。その代表者を選ぶのが選挙です。

例えば、身近な市や町の代表として市町村長や議会の議員を、都道府県の代表として知事や議会の議員を、国の代表として衆議院議員や参議院議員を選びます。このように色々なレベルの選挙がありますが、それぞれみんなを代表して、みんなのために働いてくれる人を、みんなでも選ぶ、それが選挙です。選挙は民主政治を支える大切な制度なのです。

みんなが大切な一票を持っています

平成28年6月、選挙権年齢がこれまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」になりました。すべての日本国民は、18歳になると選挙権が与えられ、自分の選んだ人に投票することができます。

最近ではとても大切なはずの選挙に参加しない人が多く、特に若い人の投票率が低くなっているのです。選挙権をもち、投票できるようにになったら、必ず投票するようにしましょう。

明るい選挙が、明るい未来をつくる

選挙では、候補者や政党の考えに対して、本当に代表にふさわしいかどうかをよく見て自分で判断し、みんながすすんで投票することが大切です。候補者がお金や物を贈って投票を頼んだりするなど、ルールに違反してはいけません。明るい選挙とは、「一人でも多くの皆さんが政治や選挙に関心を持ち、すすんで投票に参加し、ルールに違反することなく公正に選挙が行われること」をいいます。

明るい選挙は、明るい未来をつくる基本となるものです。

なぜ18歳選挙権が実現したの？

昔はごく少数の人にしか選挙権が与えられていませんでした。日本で初めて選挙が行われた1890年(明治23年)、この時は直接国税を15円以上納めている満25歳以上の男性だけが投票できたのです。これは全人口のわずか約1%にしかすぎませんでした。

その後、少しずつ制度が改正され、1925年(大正14年)には25歳以上のすべての男性に選挙権が与えられ、第二次世界大戦が終わった後の1945年(昭和20年)には満20歳以上の男女すべての日本国民が選挙権をもつようになりましたが、それから70年、選挙権年齢は変わらないままでした。しかし、日本は少子高齢化社会となり、若い人たちが社会に占める割合が少なくなりました。

諸外国の選挙権年齢もほとんどが18歳以上であることから、若い人たちの声により政治に反映されることを期待して、2015年(平成27年)6月の改正(施行は平成28年6月)で、選挙権が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたのです。

選挙権が得られたら、大切な一票を生かすためにすすんで投票しましょう。

中学校・高等学校

自分が伝えたいことを見る人の立場に立って、何をどのように伝えるのかを考えて、絵や文字を工夫して描くことが大切です。

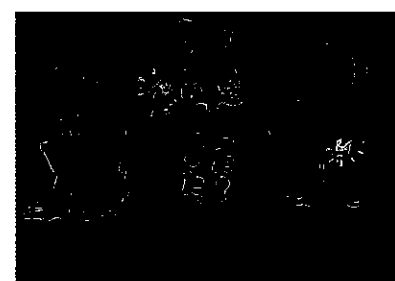
ヒント5 伝えたい内容を厳選して描く



このポスターは、18歳の選挙権について、バースデーケーキの上で炎を揺らす18の青色のろうそくで上手く表現しています。このように、伝えたい内容を厳選して描くことは、相手に伝えたい内容を明確にします。

堀本 悠太さん
平成29年度 文部科学大臣・総務大臣賞 佐賀県立有田工業高等学校3年生(当時)

ヒント6 独創的な視点で場面を考えて描く



このポスターは、仁王像のもつ怖そうなイメージを新たな視点から見つめ、独自の世界をつくりだしています。このように、独創的な視点から場面を考えて描くことで、見る人に強い印象を与えたり、考えさせたりすることにつながります。

本間 鼓太郎さん
平成29年度 文部科学大臣・総務大臣賞 北海道函館市立的場中学校2年生(当時)

平成30年度明るい選挙啓発ポスター 作品募集(第70回)要項

①趣旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。

②応募規定 (1)内容

明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。

(2)応募資格

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

(3)募集期間

平成30年5月7日(月)から平成30年9月7日(金)まで

(4)締切日と提出先

平成30年9月7日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。(市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください)

(5)画材

描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)

(6)大きさの基準

画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ

(7)応募上のご注意

①作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。

②応募作品は、原則として返却しません。

③入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。

④入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。

③審査

(1)第1次審査

各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。

(2)第2次審査(地方審査)

各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。

(3)第3次審査(中央審査)

第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。

文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員

④賞

(1)小・中・高別に次の賞を贈ります。

①文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞

小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名

②公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞

小学校・中学校・高等学校 各学年若干名

(2)第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。

⑤発表

11月初旬の予定

主催 公益財団法人 明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会

都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会

後援 文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

お問い合わせは市区町村の選挙管理委員会をお願いします。

公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3

ラウンドクロス一番町 7階

電話 03-6380-9891

ホームページ <http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

メール akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp